

建設水道常任委員会

平成27年8月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎宮崎 和彦 | ○木澤 正男 | 小林 誠 |
| 中川 靖広 | 小村 尚己 | 井上 卓也 |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|---------------|-------|---------------|---------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 総 務 部 長 | 植村 俊彦 | 都 市 建 設 部 長 | 藤川 岳志 |
| 建 設 課 長 | 本庄 徳光 | 同 課 長 補 佐 | 岡村 智生 |
| 観 光 産 業 課 長 | 井上 貴至 | 同 課 長 補 佐 | 手塚 仁 |
| 都 市 整 備 課 長 | 松岡 洋右 | 同 課 長 補 佐 | 井戸西 豊 |
| 同 課 長 補 佐 | 関口 修 | 上 下 水 道 部 長 | 谷口 裕司 |
| 上 水 道 課 長 補 佐 | 扇田 一弘 | 上 水 道 課 長 補 佐 | 猪川 恭弘 |
| 下 水 道 課 長 | 上田 俊雄 | 同 課 長 補 佐 | 上 埜 幸 弘 |

3. 会議の書記

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 寺田 良信 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|-------------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 中川委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されております。ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中川委員、小村委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定をしております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告させていただきます。

いかるがパークウェイの整備につきましては、前回の委員会におきましてもご報告をさせていただきましたが、岩瀬橋西詰めから三室交差点までの区間の整備に向け、国のほうで三室交差点における交差点計画についての警察との協議がおおむね整ってまいりまして、現在、その取りまとめが行われているとのことであります。

本日の委員会には道路計画の資料の提出をさせていただいてはおりませんが、今後、この作業の進捗に合わせまして、当委員会にもご報告をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、①都市計画道路の整備促進に関することについてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、②J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、②J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、報告させていただきます。

法隆寺駅周辺整備事業は、主な構成要素といたしましては、J R法隆寺駅舎改築整備や駅周辺道路の整備、アクセス道路の整備等がございます。

J R法隆寺駅舎改築整備につきましては、平成19年に橋上駅舎と自由通路が完成いたしました。その後、J R線沿いに西から駅南口に至る1号線、町道424号線でございます、駅北口からJ R線沿いに東側踏切までの4-1号線と、順次整備を進めてまいりました。

昨年度には、駅北口から北側へ通じる5号線につきまして、暫定形ではございますけれども、路線東側歩道と相互交通ができる車道幅員での整備を行いまして、現在の形に至っております。

なお、前回の委員会にてご意見をいただきましたとおり、J R法隆寺駅周辺整備事業に係る計画案について、平成22年11月15日の建設水道常任委員会にて報告させていただいた計画案を資料として提出させていただいております。

それでは、資料1をごらんください。

まず、アクセス道路の計画でございますけれども、都市計画道路安堵

王寺線につきましては、幅員18メートルの計画で、この安堵王寺線と駅前広場を接続する（仮称）法隆寺駅前線につきましては、12メートルから18メートルの中で検討をしております。

次に、駅前広場でございますけれども、現状の広場を有効に機能させることを基本に広場計画（案）を作成し、関係機関となります警察、バス、タクシー、JR、奈良県との協議を行いながら検討を進めており、広場区域の面積といたしましては、約6,000平方メートル程度となっております。

これらの計画につきましては、平成21年度から、地権者への個別説明、あるいは関係者への説明会の開催等によりご理解を求める努力をしながら、また、当該道路計画と駅前広場計画を具体化するための調査や関係機関との協議を行ってまいりましたが、駅南口の市街地部分、あるいは駅前という立地条件での経営等をされている方々もおられまして、計画による影響が大きいという理由からご理解をいただけない状況となっております。

なお、新家地区土地区画整理につきましては、組合施行による土地区画整理事業等の手法により良好な市街地形成を図ることとされ、平成23年5月に市街化区域への編入が認められたものでありますが、現時点において具体的な事業計画等が示されていない状況となっており、一部個別に土地利用がなされている状況であります。

以上、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。ございませんか。 中川委員。

中川委員 この、今の、法隆寺駅前線かな、仮称、これ、大分、吉川議員さんがおるときからも、あがっているとか、直でおりよとか、いろいろな議論してはったけど、これもうちちょっと西側で建物ないところまっすぐ南へおとしたら進みやすいの違いまんのか。

都市整備課長　この駅前線、西側にとということでございますと、安堵王寺線を経由して県道までの距離が長くとれないということで、交通安全上の課題からこの位置への検討でということになってございます。

中川委員　斜めにまっすぐおろしたらよろしいねやん。駅のところは西側へずらして、今のところへ、ちょっと斜めになるけどおろしたらええの違いまんのか。

委員長　藤川都市建設部長。

都市建設部長　そうですね、今おっしゃっていただきますように、まず駅の入口のところで、建物のない、この、もともと工場があったところ、ここをスタートとして、あと、今のところに、今のその安堵王寺線との交差点と。当然ですね、当時からもですね、そういった計画もしております。ただ、まっすぐではなかったのですが、当時は、このあいたところから南下をいたしまして、東へ、ちょっと曲がって今の線に乗っていくと、こういうふうな計画をしております、この計画はおっしゃっていただきますように、どうなのか、取り付けるその場所の話ですから、そういったことは計画としてはできようかと思えます。

ただ、今回といいますか、この法隆寺駅前線も含めての話なのですが、この南側の区画整理あるいは今ご意見をいただいています法隆寺駅前線、それから駅前広場、こういったものを一体的に進めるというようなことで、今日まで地権者のご理解をいただきたいということで入ってきたわけですが、その区画整理等におきましてはですね、なかなか今報告申しあげましたように、具体的に計画が進まないといった中でですね、この道路の位置につきましても、それを全く無視した形で決めていくというのはなかなか難しいところもございます。

ただ、今後ですね、このままでいいのかということも当然ありますので、そういったことも含めてですね、その道路の位置がどこが一番最適

なのか、あるいはその区画整理、区域等の土地利用もどういった形が本
当にいいのかということを含めてですね、南側につきましては、検討は
していく必要はあるというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておき
ます。

次に、2番、各課報告事項について、(1)公共下水道事業に関する
ことについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、公共下水道事業に関することについて、公共下水道事業の
整備及び接続の進捗状況についてご報告させていただきます。

最初に、平成27年度7月末現在におきます公共下水道工事の進捗状
況でございます。資料2をお願いいたします。

1枚目でございます。6月定例会におきまして契約の議決をいただき
ました龍田西5丁目地内7工区-1工事、図中青色路線では、施工協議
及び道路内の地下埋設物調査を終え、今後、推進工事に係る立坑等の築
造工事を進めてまいります。

同じく契約の議決をいただきました稲葉西2丁目地内5工区-4工
事、図中赤色路線につきましても、家屋事前調査、道路内の地下埋設物
調査を終え、下水道管の埋設工事に取りかかってまいります。

次に、龍田西2丁目地内3工区-2工事、図中紫色路線では、現在、
推進工事に係ります立坑築造を完了し、下水道管の埋設工事を進めてい
るところでございます。

また、興留8丁目地内10工区-3工事、図中黄色路線及び高安西1

丁目地内13工区-3工事、図中緑色路線では、下水道工事に伴う上水道仮設工事を完了し、今後、下水道管の埋設工事に取りかかってまいります。

次に、新たに、法隆寺南2丁目地内14工区-1工事、図中ピンク色路線及び法隆寺2丁目地内15工区-1工事、図中茶色路線につきましては、現在、入札事務を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料の2枚目をお願いいたします。

平成27年7月末現在の状況でございます。平成27年度に入りまして、108件の申請をいただき、申請総数が3,190件、利用世帯総数が3,619世帯となりました。接続率は、66%でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては、申請を1件受け付けまして、総数44件でございます。

浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、6月の委員会で報告いたしました件数と変わらず、申請総数は42件でございます。

今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、公共下水道事業の進捗状況につきましては、各課報告事項におきまして、工事及び接続申請の進捗状況により適宜報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。よろしいですか。

(な し)

委員長 ほかに理事者側から報告しておくことはありませんか。
井上観光産業課長。

観光産業
課長

イノシシの電気柵にかかわる事故に伴う対応について、報告をさせていただきます。と思います。

今般、静岡県西伊豆町で、鳥獣による観賞用植物への被害の防止を目的として設置された電機柵による感電死傷事故が発生しました。

今回の事故原因は、電機柵メーカーの正規品を使用せず、漏電遮断機の設置、危険表示板の設置といった感電防止のための適切な措置が講じられていなかったためと報道等がなされております。

現在の町内の電機柵の設置状況ですが、町の補助金を活用しての設置は、白石畑区域で3件、延長2600メートル、東里区域で8件、延長4162メートル、西里区域で3件、延長1198メートル、三井区域で延長1014メートルであります。

町の補助金を受けないで農業者独自で設置されているところは、東里区域で2件、延長400メートルでございます。

これらの設置状況につきましては、現地の確認において、安全確保のために遵守すべき事項が講じられていることを確認をさせていただいております。

また、7月28日付で電機柵を設置している方が在籍する農家組合、また、イノシシの被害の報告を受けている地域の農家組合に対して、農家組合長を通じまして、電機柵設置における安全確保についてという文書を回覧し、安全確保のために遵守すべき事項が講じられているか注意をしていただくよう指導をいたしております。

また、住民の方への周知といたしましては、8月号広報に、電機柵に注意してくださいというチラシを折り込みにて配布し、電気柵に近づかない、さわらないよう注意を促しております。

以上、簡単ではございますが、イノシシの電機柵にかかわる事故に伴う対応の報告とさせていただきます以上でございます。

委員長

ほかに報告することはございませんか。 本庄建設課長。

建設課長

建設課のほうより、1点、ご報告をさせていただきます。

県におきまして、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン等に関する基礎調査が今年度を実施されることにつきまして、ご報告をさせていただきます。

本町におきましては、平成19年度と平成20年度に、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに関する基礎調査が実施されまして、平成20年7月と平成21年6月に合計25か所のイエローゾーンの指定がされております。

レッドゾーンは、イエローゾーンのうち、土砂災害が発生した場合に建物に損壊が生じ、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限等がなされる区域となっております。

今回の基礎調査では、この25か所のイエローゾーンについて、現地に入りまして、地形や地質、土地の利用状況等の調査を行い、その後、法施行令に規定する基準によりレッドゾーンの指定をするかどうかの判断をされることとなっております。

現在、関係する各自治会長様等に調査実施の説明をさせていただいており、自治会回覧の後、8月下旬から10月上旬にかけて、現地での調査を実施する予定で進められているところでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、現地での調査結果等について、今年度中に取りまとめを行い、来年度、平成28年度には、調査結果の公表や地域住民説明会等を経て、対象となる区域につきましてレッドゾーンの指定が行われる予定となっております。

以上、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に関する基礎調査の実施についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見あればお受けいたします。

中川委員。

中川委員 先ほどの電気柵の説明ありましたが、補助金を受けられていない電気柵で、安全なものか、この前のように事故の起こるようなものかというの、町のほうで確認してはりますの。

観光産業課長 町の職員のほうで、補助を受けたものも、受けていないものも、確認をさせていただきます、これにつきましても、電気柵メーカーのものを使用しているということで、問題ないということで、確認をさせていただいたところでございます。

中川委員 今、説明あったのは全部農地やってんけど、農地以外で町内で電気柵されているところもあると思うねけど、そういうところに関しては。

委員長 井上観光産業課長。

観光産業課長 今現在、町のほうで確認しているところは、農地周辺のところでの電気柵の設置というところでございます。

中川委員 いや、それなら、農地のところは安全であるかないか、町のほうで確認してもろたということはようわかりますねけど、町内でね、まだ電気柵、例えば法隆寺カントリー倶楽部、いかるがゴルフセンター。法隆寺カントリー倶楽部の場合は住民の人が入っていくことはまずないやろうけども、いかるがゴルフセンターさんの場合は、惣明墓地へ墓参りに行かれる方が里道通って行かれるところにもあるのでね、やっぱりそういうところも確認しておくべきではないかなと思いますけど、どうですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 すみません、今、委員のほうからご指摘いただきました部分につきまして、確認をです、再度させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 以上で、各課報告事項についても終わります。
それでは、続きまして、3. その他について、各委員から何かありましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この前、部長に直接ですけど、遊具、公園の遊具の設置についてお願いした部分について、その後、どんな状況かお聞かせいただきたいなと思います。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 そうですね、前回委員会でご指摘いただきました長田住宅。

部長

(「委員会で言うてない」と呼ぶ者あり)

都市建設 すみません。申しわけございません。決算のときにですね、ご指摘いただきました長田住宅の遊具につきまして、当時ですね、設置の委託であつたり、いろいろな問題があるということで答弁させていただきました。それでまた検討するということでした。ほかの施設もございまして、そこらも含めてですね、地元の方々のご相談させていただきながら前向きに進めてまいりたいと思いますので、ちょっと、来年度になろうかと思っておりますけれども、設置のほう、考えていきたいと思っております。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 国道沿いの龍田交番の前のところのバス停にもともとベンチがあった

らしいんですけども、それが今なくなってしまって、非常に利用者、バスを利用されている方から、もうなくなって非常に困るということで、何とかできないかという声を何人かの方からお聞きしまして、町のほうで、何でなくなったのかとかいう経緯をつかんでおられるのかどうか、また、そういうベンチについては、町が設置するっていうことにはならないかと思うんですけども、何とか住民の皆さんのそういう要望に応えるような形で、町のほうとして、ちょっと調査していただけないかなっていうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長 本庄建設課長。

建設課長 龍田交番前のバス停のベンチのほうなんですけれども、町のほうで把握している範囲での、ちょっとお答えになります。まず、設置あるいは撤去の経緯なんですけれども、ちょっとそこまでは町のほうでは把握させていただいていない状況でございます。ただ、奈良交通さんのほうに確認をいたしましたら、広告つきのいわゆるベンチにつきましては、恐らく民間のほうで、奈良交通以外の民間のほうで設置されたのではなからうかと。現在、奈良交通さんのほうの西大和地区の営業所管内では、奈良交通によるベンチの設置等は行っていないということで確認をさせていただいているところでございます。

木澤委員 そうすると、広告をつけたベンチが置かれているということで、奈良交通も設置していないと。さらに、誰が置いたかっていうのもわからないということ。でも、結構バス停にはいくつかベンチ置いていますよね。それもやっぱりわからないんですかね。

建設課長 今、委員おっしゃいますように、奈良交通のほうでは把握をしていないということでございます。

木澤委員 どういう形で何ができるのかっていうのも、ちょっと難しいかなと思

うんですけども、その設置されているものについて、どういう形で設置されたのかっていう、ちょっと追いかけるところまでね、調べられないのかなど。

委員長 池田副町長。

副町長 このベンチの設置につきましてはね、事業者が自分のところの広告のために、このバス停いうて、置いていないところへ設置されているわけですわ。そのベンチがもう古くなれば、当然危ないですので、それでもし倒れてけがされたら、このベンチ設置者の責任になりますので、撤去されます。

それで、次置かれるかどうかについては、もうその事業者、いや、そこまでもう余裕はないということで置かれない場合もございますので。もしあれでしたら、それは質問者のほうから、もしどうしても言うたら自分で、営業というか、探してもらうかしかならないと思うんですけども。

せやから、もうそういう状況ですべて置かれているんですわ。どうしてもないところ。ですから、新しいバス停でも、急に新しいベンチ、あるところありますわね。それはもう新しい新規の事業者来て、自分のところの広告をしたいというときには、そのベンチを置かれるということですので。もし心ある人があれば、あれば、またあそこに置かれると思いますので。それをまた探していただいてもいいですし、そういう状況ですので、ちょっと様子を見るしかないと思います。

委員長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 すみません、今の、ちょっと関連なんですけど、斑鳩町メモリアルベンチっていうのは置けないんですか。 池田副町長。

副町長 メモリアルベンチにつきましては、その本人さんがね、ここへ置いてくださいということ言われています。もしね、もうどこでもいいですよと、皆さんのためになるならどこでもいいですよとなれば、もしあれば、そういうお話もさせては、当然いただきます。

委員長 小城町長。

町 長 ただ、今、副町長も皆それぞれ、そういう答弁しますけども、問題は、道路交通法の問題とかいろいろな関係で、その所在がどこであるのかちゅうこともやっぱりそれは一番大きな問題なんです。あそこはやっぱり斑鳩交番ありますから、そういうことを考えて、その思っているところで事故があった場合は、誰がこれ、責任とるのかということ必ず問われます。

そういう点では、私はやっぱり奈良交通そのものも、なかなか置けないというよりも、結局、置けない状態っていうのか、私はあえて法隆寺の今のバス停、お寺の前のバス停も、ああいうのは昔はそうしてやったけども、今現在、iセンターが、カフェテラスができたものやから、あそこへ移転してくれと。やっぱりああいうところでやらなかったら、仮にベンチ置いても、これだけの熱中症で、夏暑いのにね、座ってられませんし、また冬は寒くて座ってられませんし、ただ、春とか秋はそれは行楽シーズンでありますけども、やっぱりそういうことを決めてないところに私は問題があると思います。ただ置いたらええと、それを結局黙認してやっているだけであって、何も事故がないよってにそれはよかったけども、私はやっぱりそういうこともちゃんと地域、地域で調べていかなかったら、私は今、この平城遷都1300年を契機に、奈良県の県庁前とかああいうところは、ああいう立派なバス停ができています。しかし、我々のところは、やっぱり自分のところでやるかやらないかということで、奈良交通からやっぱり言われますから、なかなか自分のところするちゅうのはなかなか難しいということを申しあげているわけ

ですけども、いずれにしてもやっぱりそういうところを、何が悪いのか、何がええのかということを考えていかんと、置いたらいいんやということでは、私はないと思います。

やっぱりただ、名前つけたベンチを置くということは、もう勝手に置いてはりまんねんというけども、その所在が、その場所がどこであるかちゅうこともやっぱり確認をしてやっていかなかったら、いずれ事故が起こったとき、誰が責任とるかということに問われてくると思います。

木澤委員 町長そないして言うてくれはりましたのでね、私も、これはやっぱりきちっと調べて、設置のね、責任がどこにあるのかとかいうことも当然把握した上で、そういうのは必要だと思うんですけども、ただ、今、町長、夏とか冬は暑くて寒うて座ってられへんっていうふうにおっしゃいましたけども、やっぱりバス待っておられる方っていうのは、ベンチに座られる方多いと思うんです。これから特に高齢化社会になっていく中で、高齢者の皆さんに、バスも利用していただいて外出していただくということも町として計画も持っていますのでね、今、町が公共交通計画つくっているところですから。それで、そのスペースがないっていうんだったら、やっぱり国なんかにも働きかけて、ちょうど歩道の整備もね、25号線していますので、そういうバス停として、ベンチも置いて利用できるということも想定した形で歩道の整備をしてほしいという要望なんかもね、国に対してしていってほしいと思いますし、町としてもそういう位置づけで、公共交通計画なんかでも、今後、やっぱり高齢者の皆さんにもきちっとバス停を利用していただけるというような、町長ね、方針の中で、人に優しいまちづくりやというふうにおっしゃっていますので、そういう形で、町が設置するのかどうかっていうのはまた別ですけども、いろいろな形があると思いますのでね、やっぱり設置していける方向で、町としても、サポートになるのか、主体的にそう進めるのかっていう、いろいろな角度はありますけども、住民の皆さんの願いに応えるという形でね、町のほうも調査研究していってほしいなというふう

に思います。

委員長

よろしいですか。

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についても、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前9時30分 閉会)